

第三十四回国会 参議院地方行政委員会会議録第二十二号

昭和三十五年四月二十六日(火曜日)午前十時一分開会

委員の異動

本日委員館督二君、小林武治君及び松永忠二君辞任につき、その補欠として野村吉三郎君、近藤鶴代君及び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事

西郷吉之助君
鍋島直紹君
鈴木壽君
基政七君
大沢雄一君
那祐一君
近藤鶴代君
白井勇君
西田信一君
野村吉三郎君
湯澤三千男君
藤原道子君
松澤兼人君
米田勲君
中尾辰義君
大竹平八郎君

國務大臣 石原幹市郎君
政府委員 奥野誠亮君
自治庁財政局長 奥野誠亮君
事務局側 常任委員 福水与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

臨時地方特別交付金に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

地方行政の改革に関する調査 (昭和三十五年地方財政計画等に関する件)

委員長(新谷寅三郎君) ただいまから委員会を開会いたします。

前回に引き続き、臨時地方特別交付金に関する法律案、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方行政の改革に関する調査を便宜一括議題とし、質疑を続行いたします。

委員長(新谷寅三郎君) 委員の異動について御報告いたします。

本日付をもって委員松永忠二君、館督二君が辞任され、その補欠として藤原道子君、野村吉三郎君が委員に選任せられました。

委員長(新谷寅三郎君) 鈴木君。

地方財政法の一部改正の問題で、地方公共団体における年度間の財政調整に關してですが、第四条の三が、現行法でも前段のところはあるのですが、「又は」以下が新しいわゆる改正案として出てきたのでありますけれども、前段の方について、一体

どういうこと、たとえば交付税が著しくこえるというよりな場合に、これは普通の場合ではあり得ないことじゃないだろうかと思うのですが、というのは、普通交付税と特別交付税に分けて配分するわけでございますけれども、補正予算なんかがあるって、相当多額な金が追加計上せられる。そしてそれがもし普通交付税の方で減額調整なんかあった場合には、その穴を埋めてなおかつ余ったものは全部特交に繰り入れてしまふ。こういう措置をとるわけなんです。そういふとき以外には、そういうことがあまりないんではないか。こういうふうに思うのですが、そういう点、そのように理解していいものでしょうか。お伺いします。

政府委員(奥野誠亮君) 経済界が非常に好況にある。その結果、著しく地方税収入が伸びてくる。あるいはまた国税の三税も伸びる結果、地方交付税が相当多額に計上できるようになってくるというよりな場合には、一つには国において地方財源を留保するといふやり方があるかと思ふのであります。現在の制度の前身であります地方配付税制度におきましては、配付税の総額が前年度よりも一割以上ふえた場合には、それをこえる部分は特別会計において留保しておくというよりな制度があつたのでございます。現在におきましては、そういう制度をとっておきません。要するに、地方税なり地方交付税なり、本来地方団体の財源となるものは、そのまま地方団体のふとこ

ろに入っていくという形になっておるわけでありまして。そうしますと、年度の財源調整は地方団体自体において考えていかなければならないのじゃないか。こういうことになるわけでありまして。国におきましては、地方財源の年度間の調整は行ないませんので、自然地方団体がそのことを心得て財政運営に当たつていかなければならない。そういうよりな状態でございますので、特にこの規定を置いたわけでありまして。地方財政全体についての問題もございまして、また、ある産業が特にいんしんをきわめるといふようなことから、特定の地方団体において、ある年度における増収が著しいという場合もあるかと思ふのでございまして。両様の意味におきましてこの規定を置いているわけでございます。

鈴木君 私のお聞きしておりますのは、第四条の三の初めの方の、「地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しくこえることとなるとき」、このことについてお聞きしているわけなんです。これは、先ほど申しましたように、まあ考えられる点は、補正予算等で、たとえば、三十四年度においても相当な交付税の追加となつて出てきているわけですが、こういう場合しか考えられないのじゃないかと、こういうことなんです、端的に言つて。

政府委員(奥野誠亮君) 原則として、おっしゃる通りでございます。

鈴木君 三十四年度で、交付税の補正予算後にふえた分は、最初に八十五億だったと思ひますが、それからあとで十数億またふえておられます。その当初の補正で出ました八十五億のうち、四十四億をたしか減額調整分の戻しに使つて、残りの四十一億というものを特別交付税に入れた。こういうふうには記憶してありますが、そういうふうな記憶に誤りありませんか。

政府委員(奥野誠亮君) 二回の補正予算におきまして、地方交付税の増加した額が百五億円であります。そのうち財源不足額を埋め切れなかつた分に充てたというのが四十四億円であります。従ひまして、差額の六十一億円が特別交付税に回つたのであります。

鈴木君 その国の補正予算等で国税三税に補正予算の財源を求めた場合、これは、当然自動的に交付税の増額ということになつてくるのですが、そういう場合以外に、現在の状況ではあまり基準財政需要額をこえるというよりなことはないと思ふのですが、かりにこえる場合があつても、これは程度問題だと思ひます。著しくこえるというよりは、どの程度にこえるのか、これはあとでお聞きしたいと思ひますが、かりにこえる場合があつても、こういう措置をとる、もちろん現行法にもありますけれども、こういう措置によつて地方団体によつて積み立てをさせたり、あるいは使ひ方に対して一つ

第二部 地方行政委員会会議録第二十二号 昭和三十五年四月二十六日【参議院】

の強い規制をするというよりなことは、現在の交付税算定におきまことこの基準財政需要額の算定そのものがはたして当を得ているかどうかということが、私はやはり前提として問題にならなければならぬと思う。もつと言えは、現在の交付税の算定におきまことこの基準財政需要額がそれがよく言われるように、地方の団体の財政需要というものの実情には即しないといふよりなこと、行政水準の維持のための適正な必要財源を確保するために不十分であるというよりなことがよく言われるし、私もそう思うので、そういうことがもし解決されたあとに、いわゆる適正な基準財政需要額とは、今このように規定が適用されていと思ふのですけれども、そこに問題があるんじゃないだろうか。ですから、かりに交付税の額とそれから基準財政収入額との合算額が基準財政需要額をこえるというよりな場合がありましても、地方団体にあっては、必ずしもそれがほんとうの意味での財源に余裕があるというよりでもないと思ふし、むしろ、そういう面では、現在の基準財政需要額の引き上げというよりなことが当然考えられなければならないことではないか、こういうふうには思ふのですが、そういう点については、どのようにお考えになつていらつしやるのか。

地方交付税制度に変わりましたとき、理論的な見地からこの規定が設けられたわけでございます。すなわち、従来は、財源不足額を各団体ごとに積み上げて、地方財政平衡交付金の総額を算定する。それを国の予算に計上する。従つて、財源不足額以上の財源を地方団体に国から与えるというよりは、理論的にもあり得なかつたわけでありました。しかし、地方交付税制度になりまして、国税三税の一定割合の額が自動的に地方交付税の総額になつて参りますから、理論的には、個々の団体の財源不足額を全部埋めてなお余りがあるということがあり得るわけでありました。そういう場合に、国に留保しておくのか、地方団体に交付してしまふのかという、二つの方法があるわけでありました。国に留保する場合には、こういう規定が要らないと思ふます。地方団体に全部交付してしまふことになりまして、地方団体では、年度間の財源調整を考へるべきじゃないかということになつてくるわけでありました。地方団体に全部交付するということになりましたので、その理論的な欠陥を起しませんでした。そのため、特にこの規定を置いたわけでありました。将来基準財政需要額が、法律に規定されておきますように十分な額が算定されるというよりなりました場合には、やはりこういうよりな規定があることは、実際にもまた即するということにもなるかと思ふのであります。御指摘のような方向に私たちが考へておるわけでありました。

○鈴木壽君 この規定のできます経過等についてはわかりませんが、そこで、実際の法の適用といひますが、そういうことを考へていきます場合に、やはり先ほど私が申し上げましたように、現在のいわゆる基準財政需要額といふものの算定の仕方がほんとうに実情に即し、地方団体に於けるところのいわゆる標準的な行政上のいろいろな事をやつていく場合に、その財源を確保できるかどうかということがやっぱり先決問題で、前提条件にならなきやならぬと思ふますから、そういう意味で、現在の規定は、必ずしもそういう要求を満たしておらないといふふうに考へますものだから、まあ今後一つ、理論としては確かにこういうこともあり得ると思ひます。国税三税がうんと伸びた場合に、現在の二・八・五％ということによつて算出した場合に、あるときには著しくふえるというよりなことが出てくると思ひますから、しかし、そういう場合であつても、今の前提条件をやはり満たした上でない、実際の適用の場合には、いろいろ地方団体としては困ることになるのではないかと、こういうよりな思ふから、その点をお聞きしたわけなんです。次に、ここで「著しくこえる」といふよりなことがあります。これは、先日も鍋島委員からお尋ねがあつたところなんです、これはどうでしょう。「著しくこえる」といふよりなことは、金額で押さえるわけにもこれは参らぬじゃないだろうか。各地方団体に於ては、一々金額で押さえるということも、事実上これは不可能なことだと思ひます。あるいはまた、基準財政需要額等からした一定割合といふよりなことも、これもまた必ずしも実情に即したやり方じゃないと

思ひますが、この「著しくこえる」といふよりなとき、この「著しくこえる」だれがどう判断をするのか。これは私問題だろうと思ひます。こういう問題を、それこそ地方自治団体の自主性をそこなうとか、そこなわれないとか、あるいは強制にわたるとか、わたりぬとかいふことが出てくるのじゃないかと思ひますので、自治庁が考へておられます「著しくこえる」となる額」といふ、あるいは「著しくこえる」といふ、そういうものは、一体どういふことを考へておられるのか。御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 財政状況が上向いてるとき、あるいは下向いてるとき、それぞれの状況によつてあるいは違ふのかもしれない。私たちが、通常の状態においては、地方団体は少なくとも五、六の繰越財源は持つていたいものと、こう考へておるわけでありました。かつて地方財政が健全な姿にありましたときには、その程度の繰越財源は全体として持つておつたわけでございます。従いまして、それをこえるよりな増加状況になつて初めて「著しくこえる」と、こういうよりなものの見方ができるのじゃないかと思ひます。そういうよりなことかからいいますと、まあ一〇％前後がふえるときから「著しくこえる」と、こういうよりな表現ができるのではなからうかと、こゝ私たちが考へておるわけでございます。

○鈴木壽君 かりに、一〇％前後といふよりに一応めどを置くといふことではございますが、そういうよりなことをした場合、地方自治団体で、いろいろ財政の事情なりあるいは経費の必要額等からしまして、どうもそのいわゆる著しくこえた、一〇％前後といふものは、必ずしもそれを積み立てたり、あるいは特別なよりな使い方をすること同様に同意できない場合があると思ひますが、これらはどういふよりなにおやりになるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般財源の額が前年度よりもこえて、さらに義務に属する経費にかかると一般財源に充當して、さらに著しく余りがある場合と、こういうよりな表現にいたしておるつもりでございます。ただ、然ると、前年度と比較して多くなつたじゃないに、義務に属する経費に充てて、なおその余剰の額が著しく多いといふ場合に積み立て等を行つべきだと、こゝ書いておるつもりでございます。なお、その場合におきましても、「緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる」といふ、かなり幅の広い書き方をしているわけでありました。また、幅の広い書き方をしているといふことは、年度間の調整について地方団体自身が努力をする。中央政府が個々の団体についてあれこれ干渉がましい態度をとるといふよりなつもりはないと、こういうことでございます。もし一々こまかい干渉をしようとしたら、このよりな幅の広い規定を置かないのでございます。地方団体自身が年度間の財源調整に留意する、健全な運営をやつていかなければならないのだといふよりな心がまえを明確にしたいといふのがこの規定の本旨でございます。

○鈴木壽君 事の今よしあしのこととはともかくとして、もしいわゆる地方公共団体における年度間の財源調整が必要であり、何らかの規定をしなきゃならぬというような場合があったとしても、この今の私が指摘しております問題のところ、それから「又は」以下と、この二つに分かれておるわけなんです、実際上は、むしろ「又は」以下のところに、これは当然ここに交付税のことも入っておりますし、こういう全体のいわゆる一般財源の領域の中で取り扱っていくべきが筋じゃないだろうか、おそれなくあなた方も考え方として、今御答弁になつたように、そういうふうな考えをいらつしやると思いますが、しかし、この規定からすれば、現行法にもあるところが依然として生きておるとすれば、これでも一つひつかかってくる場合がある。さらに、「又は」以下のところでもまた一つひつかかってくる。こういふ二つにひつかかってくる場合もあり得るのじゃないかと思つたのです。そこで私は、前の方の現行法にあるところはカットして、あとの方の「又は」以下のところで操作すべきじゃないだろうか、こういふふうに思つたのですが、その点はやっぱり依然として、先ほどお答えがあつたように、理論的な立場からこの現行法の規定もやっぱり残しておかなければならぬと、こういふふうにお考えになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 前段と後段とはやはり必ずしも完全に合致してはいないと思つたのでありまして、前段のよるな場合もあるわけなものでございませうから、また、御指摘のように、理論的な問題もございませうし、同時にまた、そういうようなことが実際にどうなつてはまるように基準財政額の算定も十分にしていかなければならぬと思つた。そういうふうな意味では、そういう規定は残して残していかなければならぬと、かように考へておるわけでありませう。

○鈴木壽君 しかし、いわゆる交付税の額そのものだけで年度間の財源調整云々というよりも、「又は」以下の一般財源の中に、これは普通税、入場税、入税、いろいろござつと税関係もあつて、地方交付税も当然入つてくるわけなんです、こう全般の中に、はたして地方団体のいわゆる財政的余裕というふうなふうに見られるものがあるかないかというのを考へていくべきではないか、私はそう思つたのです。だから、あなたのその前段の方の規定の成り立ちの経過なりあるいは理論的なこととしては、一応私はわかりませう。実際上の問題として、「又は」以下のところで、一般財源全体の問題としてとらえられるべき筋合いのものではないか、こういふふうな思つたわけなんです。その点あらためて、どうなつておるか。

○政府委員(奥野誠亮君) たとえば、年度末近くになりましてから、国税三税の増収を国の補正予算において計上する。そうしますと、自動的に相当な地方交付税の交付額が増加してきます。年度末にそれをさらに地方団体に追加配分する、基準財政需要額だけは完全に埋めてしまつても、自然その追加配分が特別交付税となつてさらに追加配分されてくる。それを地方団体がただ使つてしまふのだということでありませう。場合に、はたして国の予算に自動的に

追加計上しなければいけないというよるな制度がいいか悪いかという問題が出てくると思つた。やはりそういう場合、原則として地方団体は積み立ててその財源を使つていくというふうな建前になつていくべきじゃないか、かように考へておるわけでありませう。あるいはまた、地方団体にすぐ渡して、そういう場合には国において留保しておくということが一つの方法かとも思つたが、地方団体が責任をもつて財政運営をやつていくことができれば、地方団体に全部まかした方がいいのじゃないかと思つたのでありませう。現在の制度は、そういう建前にいたしておるわけでありませう。そういういたすならば、やはり財政運営の態度として、こういふふうな規定がなければならぬんじゃないかと思つたので、こう私たちが考へておるわけでありませう。

○鈴木壽君 ですから、一応理屈の上から言へば、あなたの思つたように、こういふことも必要だろつとも言われると思つたのです。私はそれを否定するわけじゃございませうが、しかし、実際の地方団体のいわゆる財源調整ができる額があるかないかというところは、やはり一般財源全体の問題として、そののみならず、他の税金あるいはここにあげられてありますよるいろいろなこと、いろいろを含んだその一般財源の中に考へられてこなければならぬんじゃないかと思つたので、私は至当だと思つたのです。前段だけで、今お話しのように、特交がふえた、予想以上ふえた、こういふことが私は場合によつてはあると思つた。そつであつても、一休他の地方団体における税の

伸び方、あるいは場合によつては減取というふうなこともあり得るかと思つた。そのだし、そういうもの全体として考へてなされるべきではないだろうか、こういう私の考え方なんです。ですから、あなたの思つたように、一応の前段の方の規定の、何といひますか、考へ方といひますか、それはわかるにしても、むしろ実際の適用の場合には、「又は」以下のことで処理をすべきではないか、こういふことなんでありませう。

○政府委員(奥野誠亮君) 「又は」で二つのことをつないでいるわけでありませうが、処理する方式はまとめて書いてあるわけではございませう。法案の二ページの四行目から書いてあるわけでありませう。従ひまして、運営については同じ態度をとつておるのじゃないか、こう考へておるわけでありませう。

○鈴木壽君 まあ余つたという言葉は悪いかもしれませんが、超過した額等があつた場合の処置をするのは、確かにまとめられて書いてあるが、依然としてこういふ場合もこういふ場合もありませうから、それを前段だけに限定して、いわゆるまとめ書いてある処置になることが私はあるのではないかと思つた。それよりも、いわゆる一般財源の伸びというふうなことに当然交付税といふことも含ませて考へていくことが、実際の地方自治団体の財政状況からするならば、その方が当を得ているのではないか、こういふことなんで

○政府委員(奥野誠亮君) 鈴木さんのおっしゃることもわからぬわけではなないのですが、年度当初から基準財政需要額を完全に埋めておる余りがあるの

だといふような場合には、基本的には、やはり基準財政需要額の単位費用を改訂するといふようなことにならうかと思つたのでありませう。また、そういうわけならぬというものが、地方財政の御指摘のような実態だと思つた。そうしますと、どうしても補正予算によつて地方交付税が増加した場合にしか起らないわけでありませう。年度末に、そういうものがほこんとふえてきた。地方団体は、特別交付税を予想していたよりも急に多額なものをもらつた。そういう場合の処置なんでありませう。従ひまして、一般財源のふえた場合には、法案の二ページの三行目に書いてありますように、「当該超過額があらたに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しくこえることとなるときは」と、こういふふうな規定を置いておるわけでありませうが、しかし、前段の場合には「その著しくこえることとなる額を、災害その他やむを得ない経費に充ててなお余りがあれば積み立てなさい、こつういふ態度をとつておるわけでありませう。前段の場合には、緊急なものに充てる以外には全部積み立てなさい。後段の場合は、義務的な経費に充ててなお余りがある場合には積み立てなさい」といふことで、若干ニュアンスを異にしておるわけでありませう。それは、先ほど来申し上げましたように、平衡交付税制度が地方交付税制度に変わりました場合の理論的な補強をこういふ規定で行なつておる、こういふことになつたわけではございませう。

○鈴木壽君 説明がちょっとわからなくなつたのだが、前段と「又は」以下

を——必ずしもこれは言葉は適当でないかも知れませんが、「又は」以下のところを私は今後段と書いておきます。それと取り扱いが違ふというのはどういふことなんでしょうか。これを見まして、前段の方のいわゆるふえた部分、「著しくこえることとなる」と「以下すつとこるやつていって、一般財源についての規定でございす」が、「当該地方公共団体の前年度における財源の額をこえることとなる場合において」、それからすつとこるやつていって、二つに分けてこれをおしまいの方のあれは処置するのですか。そうでないのではありませんか、この規定からすれば。

○鈴木壽君 前の「著しくこえることとなる」というのは、前の方にも、あとの方にもかかる……。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りです。

○鈴木壽君 取り扱いが一方になるという先ほどのお話は、私は、何か、あなたの御説明の中から、取り扱いが違ふのじゃないかというふうな印象を受けて私聞いたのですが、これは、ですから、前段の方のやつと後段のやつは、その最後に、「著しくこえることとなる額」という場合において、以下あと全部共通しておるのだ、こういう取り扱いをするのだ、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○鈴木壽君 そこで、義務的の経費というのはいくつかあることとございすか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公債の元利償還金でありましたり、あるいはまた、職員昇給等に要する経費でありましたりするものでございす。

○基政七君 関連してですが、その場合に、経費がふえるというのには、どういふ場合を言うのですか。義務的の経費のふえるというのには……おそらく前にもそういうことがあったのじゃないかと思つておるのです。そういう場合はどういふことをされるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 毎年度一般財源がかなりふえてきて参つておるわけでありす。またふえませんが、職員昇給財源もまかなえないわけでございますので、一般財源がふえたらから余裕がある、こういうことにはならぬわけでございます。そこで、特に一

般財源がふえた場合であつて、職員給与とかが、あるいは公債の元利償還金とか、そういうものの増加額を充足して、なお著しく余りがあるという場合には、こういうふうなやり方をしなければならぬ、こう書いてあるわけでありす。単に一般財源がふえたから積み立てなさいとは書いてない。一般財源がふえて、なおかつ義務的の経費を充足して、なお著しく余りがあるという場合のものと規定してあるわけでございます。

○鈴木壽君 今の「義務に属する経費」云々ですが、たとえば、中途での昇給をさせるとか、あるいはペーシングをやるとか、あるいはペーシングは当然義務的の経費になると思つて、これが、公債費の、たとえば元利償還というふうなことを年度途中で、そういうことは、何か早期に繰り上げて元利を払つていくという場合以外には、普通の場合はないのじゃないですか。やはり当初からその年度におけるところの償還公債費というのを見込んで予算計上しておくのですから、中途でそういうことがあり得るのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、年度中途ということとございす。一般財源が前年度よりもふえた場合、その場合に、公債の元利償還金その他が前年度よりもやはり相当ふえている場合がございす。それを埋めてなお余りある場合のことを書いてあるわけでございます。先ほどもちよつと申し上げましたように、前段の方は、義務に属する経費あるいは一般財源の額を著しくこえるというふうなことは、うたつていないわけでありす。後段の一般財源のふえた場合について、一

般財源がふえて、なおかつ義務に属する経費を満たして、なお著しく余りがある場合にございす。こう書いておるわけでございます。

○鈴木壽君 私も、後段の場合についてのここにある義務に属する経費を聞いておるのですが、その場合に、あなたの先ほどのお答えの中にあつたこと、公債費の元利の問題というふうなことが年度途中で、あるいは年度がもうおしまひだというふうなところにそういうことが起こり得るかどうかということなんでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 後段の方は、年度中途に著しくこえるようになつた場合のこととございす。年度当初から一般財源がふえておるということも、もとより中途の場合にもあり得ようかと思つて、年度々々の比較においてのこを規定いたしておるつもりでございます。

○鈴木壽君 しかし、この規定は、たとえば著しくこえるというふうなことは、年度の初めからわかるものじゃないのです。交付税の配付だつて、早くて八月でしょう、大体見通しがつくのは、それは、概算の交付はありますけれども、早くて八月になつて大体年間の見通しが得られる。さらにまた、交付税の著しくこえるような場合は、補正予算が出て、特交が著しくふえたというふうな場合以外は普通考えられませんか、その他の税の問題にしても、年度の初めからふえるよりだつたら、これは明らかに予算に盛り込んでやるのですが、おそらくこういう規定の必要だということ、既定予算におけるいろいろな盛り込んでおるそういうもの以外に、それこそ著しくこえてきたとか、あるいは変動してきたとかいふ事態に処して、その著しくこえた部分を勝手にルーズな使用方をしちやいかぬ、こういうことの必要性から私は出てきたものだと思うわけなんです。趣旨はそういうことじゃないだらうかと思つておる。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税の交付を受けているような団体でありす。交付税制度を通じて調整がされますので、御指摘のような場合は多からうと思つておる。しかし、地方交付税を受けていない団体でありす、別に交付税で調整ということが行なわれませんので、年度当初からこういうふうな事例が相当あるかと思つておる。たとえば、大工場が設けられたとか、その結果固定資産税だけでも小さい都市で千万円か二千万入つてくるという場合もございす。よし、また、その会社の景気が非常によくなつておるので、法人税制が本年度は相当多額のものに期待できるというふうな場合もあるわけでありす。そういうことを年度当初から予見されることもしばしばあるかと思つておる。また、会社の景気が悪くなつて、法人税制収入が減るかもしれない。そういうのでありす。法人税制が特に著しくふえた場合には、その団体において年度間の財源調整を年度当初から考えていく必要があるのではないかと、こちらたちは考へておるわけでありす。

○鈴木壽君 その点は、あまり時間もありませんのでこのくらいにしますが、やはり義務に属する経費というものが、あるいはそのあとに、必要やむを得ない理由によつて生じた経費の財源、

を——必ずしもこれは言葉は適当でないかも知れませんが、「又は」以下のところを私は今後段と書いておきます。それと取り扱いが違ふというのはどういふことなんでしょうか。これを見まして、前段の方のいわゆるふえた部分、「著しくこえることとなる」と「以下すつとこるやつていって、一般財源についての規定でございす」が、「当該地方公共団体の前年度における財源の額をこえることとなる場合において」、それからすつとこるやつていって、二つに分けてこれをおしまいの方のあれは処置するのですか。そうでないのではありませんか、この規定からすれば。

○鈴木壽君 前の「著しくこえることとなる」というのは、前の方にも、あとの方にもかかる……。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りです。

○鈴木壽君 取り扱いが一方になるという先ほどのお話は、私は、何か、あなたの御説明の中から、取り扱いが違ふのじゃないかというふうな印象を受けて私聞いたのですが、これは、ですから、前段の方のやつと後段のやつは、その最後に、「著しくこえることとなる額」という場合において、以下あと全部共通しておるのだ、こういう取り扱いをするのだ、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○鈴木壽君 そこで、義務的の経費というのはいくつかあることとございすか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公債の元利償還金でありましたり、あるいはまた、職員昇給等に要する経費でありましたりするものでございす。

○基政七君 関連してですが、その場合に、経費がふえるというのには、どういふ場合を言うのですか。義務的の経費のふえるというのには……おそらく前にもそういうことがあったのじゃないかと思つておるのです。そういう場合はどういふことをされるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 毎年度一般財源がかなりふえてきて参つておるわけでありす。またふえませんが、職員昇給財源もまかなえないわけでございますので、一般財源がふえたらから余裕がある、こういうことにはならぬわけでございます。そこで、特に一

般財源がふえた場合であつて、職員給与とかが、あるいは公債の元利償還金とか、そういうものの増加額を充足して、なお著しく余りがあるという場合には、こういうふうなやり方をしなければならぬ、こう書いてあるわけでありす。単に一般財源がふえたから積み立てなさいとは書いてない。一般財源がふえて、なおかつ義務的の経費を充足して、なお著しく余りがあるという場合のものと規定してあるわけでございます。

○鈴木壽君 今の「義務に属する経費」云々ですが、たとえば、中途での昇給をさせるとか、あるいはペーシングをやるとか、あるいはペーシングは当然義務的の経費になると思つて、これが、公債費の、たとえば元利償還というふうなことを年度途中で、そういうことは、何か早期に繰り上げて元利を払つていくという場合以外には、普通の場合はないのじゃないですか。やはり当初からその年度におけるところの償還公債費というのを見込んで予算計上しておくのですから、中途でそういうことがあり得るのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、年度中途ということとございす。一般財源が前年度よりもふえた場合、その場合に、公債の元利償還金その他が前年度よりもやはり相当ふえている場合がございす。それを埋めてなお余りある場合のことを書いてあるわけでございます。先ほどもちよつと申し上げましたように、前段の方は、義務に属する経費あるいは一般財源の額を著しくこえるというふうなことは、うたつていないわけでありす。後段の一般財源のふえた場合について、一

般財源がふえて、なおかつ義務に属する経費を満たして、なお著しく余りがある場合にございす。こう書いておるわけでございます。

○鈴木壽君 私も、後段の場合についてのここにある義務に属する経費を聞いておるのですが、その場合に、あなたの先ほどのお答えの中にあつたこと、公債費の元利の問題というふうなことが年度途中で、あるいは年度がもうおしまひだというふうなところにそういうことが起こり得るかどうかということなんでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 後段の方は、年度中途に著しくこえるようになつた場合のこととございす。年度当初から一般財源がふえておるということも、もとより中途の場合にもあり得ようかと思つて、年度々々の比較においてのこを規定いたしておるつもりでございます。

○鈴木壽君 しかし、この規定は、たとえば著しくこえるというふうなことは、年度の初めからわかるものじゃないのです。交付税の配付だつて、早くて八月でしょう、大体見通しがつくのは、それは、概算の交付はありますけれども、早くて八月になつて大体年間の見通しが得られる。さらにまた、交付税の著しくこえるような場合は、補正予算が出て、特交が著しくふえたというふうな場合以外は普通考えられませんか、その他の税の問題にしても、年度の初めからふえるよりだつたら、これは明らかに予算に盛り込んでやるのですが、おそらくこういう規定の必要だということ、既定予算におけるいろいろな盛り込んでおるそういうもの以外に、それこそ著しくこえてきたとか、あるいは変動してきたとかいふ事態に処して、その著しくこえた部分を勝手にルーズな使用方をしちやいかぬ、こういうことの必要性から私は出てきたものだと思うわけなんです。趣旨はそういうことじゃないだらうかと思つておる。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税の交付を受けているような団体でありす。交付税制度を通じて調整がされますので、御指摘のような場合は多からうと思つておる。しかし、地方交付税を受けていない団体でありす、別に交付税で調整ということが行なわれませんので、年度当初からこういうふうな事例が相当あるかと思つておる。たとえば、大工場が設けられたとか、その結果固定資産税だけでも小さい都市で千万円か二千万入つてくるという場合もございす。よし、また、その会社の景気が非常によくなつておるので、法人税制が本年度は相当多額のものに期待できるというふうな場合もあるわけでありす。そういうことを年度当初から予見されることもしばしばあるかと思つておる。また、会社の景気が悪くなつて、法人税制収入が減るかもしれない。そういうのでありす。法人税制が特に著しくふえた場合には、その団体において年度間の財源調整を年度当初から考えていく必要があるのではないかと、こちらたちは考へておるわけでありす。

○鈴木壽君 その点は、あまり時間もありませんのでこのくらいにしますが、やはり義務に属する経費というものが、あるいはそのあとに、必要やむを得ない理由によつて生じた経費の財源、

を——必ずしもこれは言葉は適当でないかも知れませんが、「又は」以下のところを私は今後段と書いておきます。それと取り扱いが違ふというのはどういふことなんでしょうか。これを見まして、前段の方のいわゆるふえた部分、「著しくこえることとなる」と「以下すつとこるやつていって、一般財源についての規定でございす」が、「当該地方公共団体の前年度における財源の額をこえることとなる場合において」、それからすつとこるやつていって、二つに分けてこれをおしまいの方のあれは処置するのですか。そうでないのではありませんか、この規定からすれば。

○鈴木壽君 前の「著しくこえることとなる」というのは、前の方にも、あとの方にもかかる……。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りです。

○鈴木壽君 取り扱いが一方になるという先ほどのお話は、私は、何か、あなたの御説明の中から、取り扱いが違ふのじゃないかというふうな印象を受けて私聞いたのですが、これは、ですから、前段の方のやつと後段のやつは、その最後に、「著しくこえることとなる額」という場合において、以下あと全部共通しておるのだ、こういう取り扱いをするのだ、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○鈴木壽君 そこで、義務的の経費というのはいくつかあることとございすか。

○政府委員(奥野誠亮君) 公債の元利償還金でありましたり、あるいはまた、職員昇給等に要する経費でありましたりするものでございす。

○基政七君 関連してですが、その場合に、経費がふえるというのには、どういふ場合を言うのですか。義務的の経費のふえるというのには……おそらく前にもそういうことがあったのじゃないかと思つておるのです。そういう場合はどういふことをされるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 毎年度一般財源がかなりふえてきて参つておるわけでありす。またふえませんが、職員昇給財源もまかなえないわけでございますので、一般財源がふえたらから余裕がある、こういうことにはならぬわけでございます。そこで、特に一

般財源がふえた場合であつて、職員給与とかが、あるいは公債の元利償還金とか、そういうものの増加額を充足して、なお著しく余りがあるという場合には、こういうふうなやり方をしなければならぬ、こう書いてあるわけでありす。単に一般財源がふえたから積み立てなさいとは書いてない。一般財源がふえて、なおかつ義務的の経費を充足して、なお著しく余りがあるという場合のものと規定してあるわけでございます。

○鈴木壽君 今の「義務に属する経費」云々ですが、たとえば、中途での昇給をさせるとか、あるいはペーシングをやるとか、あるいはペーシングは当然義務的の経費になると思つて、これが、公債費の、たとえば元利償還というふうなことを年度途中で、そういうことは、何か早期に繰り上げて元利を払つていくという場合以外には、普通の場合はないのじゃないですか。やはり当初からその年度におけるところの償還公債費というのを見込んで予算計上しておくのですから、中途でそういうことがあり得るのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、年度中途ということとございす。一般財源が前年度よりもふえた場合、その場合に、公債の元利償還金その他が前年度よりもやはり相当ふえている場合がございす。それを埋めてなお余りある場合のことを書いてあるわけでございます。先ほどもちよつと申し上げましたように、前段の方は、義務に属する経費あるいは一般財源の額を著しくこえるというふうなことは、うたつていないわけでありす。後段の一般財源のふえた場合について、一

これは、とりよりによって、非常にきびしいというふうにもとれるし、とりよりによって、義務に属する経費なりあるいは必要やむを得ざる理由によつて生じた経費の場合、地方自治団体の判断によつて、場合によつては、どうもあまりはつきりしない、ここにそういう問題ができるのじゃないかと、思うのですが、そういう義務に属する経費なりあるいは必要やむを得ない理由によつて生じた経費の財源というふうな場合に、何かやっぱり一つのあれをあなた方は持つて、こういうものはどうかというふうなことでもない、実際は困るのじゃないかというふうに思うのですが、これは、地方自治団体がそういうふうな判断をしてやることに對しては、自治庁はどうなんですか。それを許しませんか。許しますか。

○政府委員(奥野誠亮君) この規定は、御指摘のように、態度としてはきびしい規定のあり方をきめたのであります。しかし、その団体が必要やむを得ないと認定したものに、つきましては、一々干渉するといふようなことは避けなければならぬ、こういうつもりで規定をしてあるので、鈴木さんが御指摘になりましたその通りだと思つて、あくまでもこれは地方財政運営の態度に関する規定でございます。これをたてとつて、地方団体について許可をするとか許可をしないとか、そういうことは毛頭ないわけでございます。

○鈴木君 そうですと、これは一つの地方団体の財政運営に対する考え方あるいは態度といふことの規定で、何といひますか、よく使われる言葉の、

自主的な運営なり自主性というものについての干渉にわたるようなことはしない、こういうことなんでございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りに考へております。もとよりしかし、乱に流れたものにつきましては、必要な助言を怠ることも、これも避けるべきでなからうかと思つて。

○鈴木君 再建団体等については、これは相当きびしく生かされてくるのじゃないかと思つて、その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 再建団体につきましても、別段これをたてとつてどうこうといふことは考へていないわけでありませう。もとよりしかし、再建団体が、こういう態度で財政運営に当たつてくれなければならぬといふふうな考へるわけでございます。なお、再建団体の問題につきましては、特に地方財政再建促進特別措置法の第三条の中に一項を挿入いたしました。財政再建計画の変更に對して承認を求められ、また場合に對しては、財政の合理的な再建の達成に支障がないと認められる限り、その行政について合理的かつ妥當な水準が維持されるよう自治庁長官は配慮するのだといふ規定を置いたわけでございます。再建計画の承認等に當たる者に対して、こういう心がまえで取り扱わなければならぬといふ特別な規定を挿入いたしました。御心配のないように配慮いたしておるつもりでございます。

○鈴木君 いや、私は、再建法の一部改正の今のお話にあつた点とあわせ考へまして、一方には、何と言ひますか、再建団体といへども、あまりきび

しく、計画変更等の場合に、がみがみ言うような押しつけがましいことをしないといふように、いわば緩和されたような態度がここに法改正で出てきたと思つて、しかし、この地財法の改正の四條の三によつて、実際には、どうなんぞと、こういうことがありはしないかといふことは、一つ心配があるわけですが、そこで私はお聞きしたわけなので、そのことについては、再建団体といへども、自治庁長官が計画変更を認める場合には、とりわけきつ法的な規制なりあるいはその他の措置によつて締め上げていくといふことはしないといふことの了解でよろしうございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 鈴木さんがお考へになつておるような気持で私は、指導に當つて参りたい、かように考へておるわけでございます。

○松澤兼人君 ちよつと関連して、鈴木君が言ふように、もしあまりきびしい態度で自治庁長官がこの規定の適用をしないといふことであれば、こういう規定を設けるといふことの理由がない、そういうことじゃないですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体が財政運営に當つていく場合には、どう考へていかなければならぬかといふ態度を規定したつもりでございます。従ひまして、自治庁の方から干渉をする基礎を作らう、こういうふうな考へ方は毛頭ないわけでありませう。あくまでも自主的な運営を尊重していきたい。しかし、その自主的な運営をするにあつて、こういう態度で進むべきだ、こういう明示の規定を置こうといふたして、おるわけでございます。

○松澤兼人君 今、あらかじめ干渉す

るといふことは、こういうふうな話です。しかし、地方団体で、余裕財源を必要やむを得ない事業のために使ひ、議会の議決を得たという場合に、地方団体は、必要やむを得ないという理由を、いろいろ地元の部落々々の関係だとか、まあこの間も話がありました市町村の合併とか何とか、非常に地元からやましく言われるから、これは何か建設事業のためには必要やむを得ないといふふうな長が判断して議事に提案した。議会の方は、もとよりそれは賛成だからといつて議決してしまつた。しかし、あとから自治庁が考へて、それはどうも必要やむを得ないとは考へられない、それは、まさにこの改正の四條の三に違反するものだからやり直せとか何とかいふ、事後にいろいろ、指導といひますか、あるいは干渉といふか知らぬが、そういうふうなことをやり得る根拠にもなるのではないですか。そういうことは絶対ないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) もとより財政運営について助言をいたします場合に、こういう態度を地方財政法に規定して、おるから、そういう精神にのつておるべきだといふことは言うべきであらうと思つて、しかしながら、地方団体が必要やむを得ないかどうかといふことの判断の問題もございませう。干渉にわたるような方法においてこの規定を運用していくべきものじゃないと考へております。ただし、この規定があるから、許可とか承認とかといふ条件をからませて干渉の態度に出るおそれがあるといひますならば、それは私は、地方財政再建促進特別措置法の再建計画の変更あるいは変更の承認の問題だらうと思ひます。そういうことでもございませうので、特にこの際、再建促進特別措置法の中に一項を加へまして、合理的かつ妥當な水準が維持されるよう自治庁長官は配慮する、こういうふうなことを置いたして、おるわけでございます。あくまでも干渉の基礎になるようなことのないよう配慮して、いかなければならぬ、またそういうふうな規定も設けておるわけでございます。

○松澤兼人君 まあ事前にそういうことではないといふことはわかるので、すが、やはり事後に、そういう議会の議決があつたといふふうなことで、自治庁にちよつと出てきてもらいたいといふ、君の方では、必要でないものが必要であると認めてやるようなことをすると、今後の交付税とか何とかの配分についても考へなければならぬといふことを言われるだけで、団体あるいは団体の長としては非常に大きな不安を持つことになるわけですが、そういうことは、いふまでもなく、われわれの方から見ると、あり得るような気がするのですか、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体が財政運営をしていきます場合の態度と、いひましようか、どういふふうな考へ方で進んでいかなければならぬかといふ規定が一切いけなないのだといふことでもありますが、格別でございます。けれども、やはり年度間の財源調整についても留意して、地方団体は健全な財政運営に當つていかなければならぬのだといふことは、むしろ地方団体の自主的な運営の阻害になります。場合によりましては、財源がふえるという

場合に、ことごとく地方団体の財源を中央に留保しよう、そういうような行き方もあるかと思ひますが、このことは、健全な地方自治の発展に對しては、阻害になると、そう考へます。そのかわり地方団体においても、自分で年度の財源調整に努めていかなければならない。またいろいろことを明確に規定で示して置くことも必要ではなからうかと思ひます。しかし、運営にあつては、御心配になります。御心配は、御心配になりませんが、私達は留意していきたいと思ひます。また、この規定が直ちにそういうふうなところへ発展していくのだとは私達には考へられないのでございませぬ。

○松澤兼人君 この最後のところですが、非常に読みにくい法文になつてゐる。これはどういふふうな読みかか。健全な運営に資するため、積み立て、とあるが、積み立てたものを次のような財源に充てるという事になつてゐるのですが、積み立てること、それから財源に充てること、それから償還の財源に充てる。この三本が並行的なものでか。そのところはどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 後段におつしやつた通りでございませぬ。○松澤兼人君 ここが非常に読みにくくなつてゐるのですが、いろいろなことを言おうと思つてゐるからいろいろ文章になるのでしようけれども、あの方を見ますと、積立金積立金と、いろいろふりになつてゐる。ほかに書き方もあつたらうと思ひますが、明確にしておいていただかないと、ちよつと見ただけではなかなかわからないの

です。もう一べん、一つこのところを説明して下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 法文は、御指摘のように、読みにくいと思ひます。要綱ではちゃんと言を分けて書いてございませぬので、要綱を見ていただくとおわかりやすいと思ひます。また、地方団体に対してこれを取り立てをいたします場合において、わかりやすいような方向で示して参つたので。

なお、この規定を置きます場合に、私達が配慮しました問題は、単に金を積み立てることだけを強要してはならない。あるいは山に木を植へたり、あるいは埋め立てを行つて宅地造成する、そういうことも一つの年度の財源調整の道しるべではなからうかと、こゝ私達は考へておるわけでありまして、「長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て」と、こういう規定を置いておるわけでありませぬ。あくまでもおつしやつておられますよ自主的な運営、積み立てにあつても自主的な方法でやればよろしいのだと、こゝういふ気持を出しておるつもりでございませぬ。

○中尾辰義君 この地方公共団体のいわゆる義務的経費、この案文を見ますと、政府の補助事業的な色彩が濃厚にうかがえるわけですが、これはどういふふうになりますか。府県の単独事業ですね。これもまた、やはり県民から税金を取つてゐるのでございませぬが、県民や市民に對するところの義務になるように私は思ふわけですが、こゝういつたよな単独事業は義務的経費

には入らない。こゝういふことになりませぬか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般的には、単独事業は義務に属する経費だと考へておられません。しかしながら、たとえば会社、工場を誘致する場合に、その誘致条件として、工場の周辺を道路を舗装するとか、あるいは下水を作るかといふようなことがございまして、毎年々々それがある程度やつていかなければならない。これは単独事業でございませぬけれども、契約上義務になつてしまつてゐると、こゝ私達は考へるわけがございませぬ。一般的には、単独事業は義務に属する経費と考へておられません。

○中尾辰義君 しかし、地方税という税金を取つてゐるわけですね。やはり市民に對するサービスといふことを、考へようによつては、これは当然義務の中に私は入ると思ふのですが……

○政府委員(奥野誠亮君) 単独事業も、前年一切やらなかつたわけじゃございませぬで、前年通りの単独事業はやるわけでありませぬ。要するに、ふえた財源をどう分けるかといふこととございませぬから、単独事業をふやさなければならぬのだ、そのふやさなければならぬ部分に義務だ、こゝう私達は一般には言へない。こゝう申し上げてゐるわけは、基本には入つてゐるわけがございませぬ。

○鈴木壽君 實は、今の問題をお聞きしておきたいと思つておつたのです。この規定によりませぬと、先ほど申し上げましたように、非常にきびしく規制しようと思つてゐるわけなんでありませぬ。著しくこえることとなつた場合に、その著しくこえた額といふ

ものは、災害による所要経費、あるいは災害による減収を埋めるために、これが一つ、あるいは「前年度未だに生じた歳入欠陥を埋める」場合に一つ、緊急に実施を要する大規模の建設事業に要するところの経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費に於て、こゝういふものに使つたものは積み立てる、あるいは云々、こゝうあるのですが、その積み立ての取りくずしも非常にきびしくなつてゐるわけなんです。経済事情の著しい変動により財源が不足を生じた場合、あるいは災害復旧の所要の経費、緊急に必要なための経費の財源、償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源、こゝういふことになつてきませぬと、地方自治団体でいふゆるる住民の福祉のためにしようといふ単独事業なんかも、当然これは押えられざるを得なくなつて、こゝういふふうな文章からは読めるわけなんです。そこで、先ほど来松澤先生や中尾先生からまあそういう点についてあつたのですが、これは、現在の地方自治団体は、できるだけ財政政といふものを圧縮した形において予算を組んで、交付税あるいはその他の税等、いずれ一般財源がふえた際に住民との約束の仕事をやろうとこゝういふようなかまえて予算を組んでゐる所が非常にあると思つてゐる。こゝういふことすらも、この規定からするならば望めないのじゃないか。できるだけ圧縮して予算を組んでおき、なおかつ多少余裕があるからといって、こゝういふきつ規則によつて身動きがならぬといふようなことになりませぬと、これは、あなた方が言つてゐる、決して干渉し

ないとか、あるいは自主性をそなわないといふようなことを言つておられます。私どももそれを期待しておられます。私どもも、事実上、この法の建前からいふと、規制を受けざるを得ないといふことになつてくるので、私どもは非常にこの点が心配なわけなんです。ルールな財政運用をせよとか、余つたやつを勝手に使えよといふことは、私どもも言ひたいものでは決してありませんけれども、しかし、今の市町村の実態からして、いふゆるる義務的な経費、必要やむを得ざるというふうにあな方が考へてゐるその経費以外に、もし多少の財源の余裕ができた場合には、住民との約束なり、あるいはいふゆるるしなげばならぬといふような、いふゆるる単独的な性格を帯びた仕事は私に非常に残されてゐると思つてゐるのですが、こゝういふことが抹殺されてしまつていふことになりませぬと、私は、先ほど申し上げておるうちに、非常に残念なことになると思つてゐるのですが、この点は、考へようによれば、一つの財政運営の態度であり、まあもの考へ方だと、こゝういふふうにおつしやつておられますけれども、なおしかし不安なところがあると思つてゐる。こゝういふところの点でございませぬ。

○政府委員(奥野誠亮君) 積み立てたものを取りくずす場合にも、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合を示しております。単独事業は原則として義務に属する経費ではないと、こゝう申し上げたわけでありませぬが、しばしば必要やむを得ない経費になつてくるであらうと思ひます。こゝういふことと判断も、私達は、地方団体が認定をしていけばよろしいの

ないとか、あるいは自主性をそなわないといふようなことを言つておられます。私どももそれを期待しておられます。私どもも、事実上、この法の建前からいふと、規制を受けざるを得ないといふことになつてくるので、私どもは非常にこの点が心配なわけなんです。ルールな財政運用をせよとか、余つたやつを勝手に使えよといふことは、私どもも言ひたいものでは決してありませんけれども、しかし、今の市町村の実態からして、いふゆるる義務的な経費、必要やむを得ざるというふうにあな方が考へてゐるその経費以外に、もし多少の財源の余裕ができた場合には、住民との約束なり、あるいはいふゆるるしなげばならぬといふような、いふゆるる単独的な性格を帯びた仕事は私に非常に残されてゐると思つてゐるのですが、こゝういふことが抹殺されてしまつていふことになりませぬと、私は、先ほど申し上げておるうちに、非常に残念なことになると思つてゐるのですが、この点は、考へようによれば、一つの財政運営の態度であり、まあもの考へ方だと、こゝういふふうにおつしやつておられますけれども、なおしかし不安なところがあると思つてゐる。こゝういふところの点でございませぬ。

じゃないか、こう考えておられます。大へんきびしいようなもの、こういうところにまた、積極論者からすれば、しり抜けになっていないか、こり言われるかもしれないと存じます。まあそういうことを配慮しながらこの規定を私たちとしては設けています。りでございます。

○鈴木君 これを見ますと、何と言いますか、国がやる道路工事とか、あるいは治山治水とか、その他のいわゆる大規模な建設事業、確かにこれは必要はありますけれども、そういうことには金は使えなければ、前にも言ったように、町村の実態からしてせひともやらなければいけないというより単独事業まで押えられるように僕ら心配するものですから、その点は一つ、今の局長の言明を信じておられますが、十分この運用の際には留意してもらいたいと思います。

それから、ちよつとつびなようなことを聞きますが、地方交付税法の六条の三との関連で、もし四条の三の前段で、まあこういうことが事実上行なわれるとすれば、何か大蔵省あたりで、毎年余っているじゃないかと、交付税の一つ税率を引き下げたらいいじゃないかというようなことも、実は取り越し苦労かもしれないかと思つて、起り得るのじゃないかと思つて、この関連はどうでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財源が余りがあるか余りがないかということ、やはり地方財政計画の立て方によつて出てくるのじゃないか、かよりに考えるわけです。地方財政計画を立ててみまして、財政収入が非常に多い、事務的な経費とかあるいは行政水

準の引き上げに要する経費を十分にまかなつてなお余りあります場合には、あるいは地方税の減税なり、あるいは地方交付税の税率の引き下げというふうなことも、それは起り得ることだと思ひます。しかし、この地方財政法の今回の改正から直ちにその問題が起つてくるんだというふうには、私たちが考えていないわけでありませぬ。あくまでも、個々の地方団体が財政運営にあつてどういふ心がまえで行くか、こういう規定だけのことでありまして、地方の方で、交付団体の方に、余っているからこれは積み立てなさいというふうな指示をしようとする規定ではないかと思つて、そういう心配はないかと思つて、そういう心配は、これは考へる次第でございます。

○鈴木君 現在、この現行法によつての四条の三による地方公共団体における年度間の財源の調整、これは実際行なわれておられますか。その状況はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在までのところ、このような事例、すなわち、基準財政需要額を完全に保証してなお非常に余りが出たから、全部特別交付税に持つていったというふうなことは、ないわけではございません。そういうふうな事例が生じた場合には、むしろ積極的にいろいろ指導もする必要が生ずるかもしれないか、現在までのところは、どうもございません。

○鈴木君 それから、地方自治法の第二八条の金穀の積立、二項で、これとの関連はどういうふうにか考へたいか。この第二八条の二項の規定に基づいて、さらに地方財政法でこのような規定を設けてそれをや

らしていくと、こういうふうにか考へるべきことなのかどうか。その点はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 第二八条の第二項の方は、たとえば庁舎の建築をする、そのためには、ある程度毎年毎年相当な積立金を持つていこうというふうなための規定でございます。直接この地方財政法の規定とは関連はないわけでございます。

○鈴木君 第二八条の二項は、「特定の目的のため」といふ、これがついておられますから、私もそうだろうと思つておられます。ただ、今度はしかし、やはり規定されておることが、いわゆる特定の目的といふ、そのものずばりと言へるかどうかはわかりませんが、非常に条件がついて、きついで、それからこの目的のためにというふうなことも言われるんではないかと思つて、その点は一応関係がないか、こういうふうにか考へたいわけなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りでございます。

○松澤兼人君 ちょっともう一つ、簡単にすけれども、今鈴木さんから触れられました、その積立金の取りぐすしの問題なんです。ここを讀んでみると、あなたのおっしゃる「その他必要やむを得ない理由」といふのが三号の中に入つておるんですね。前の、二ページの財源にするというところ、これもやはり讀んでみますと、この「著しくこえることとなる額を」、「第一には「災害により生じた」と、そこへ来るわけなんです。第二は、「前年度未だに生じた三々で」、「欠陥をうめるための財源」。それから第

三は、「又は緊急」といふことで、それから、「必要やむを得ない理由」といふのが三番目の中に入つておる。まあこういう書き方をしておるんですが、それに相応じたように、積立金の取りぐすしでも、「その他必要やむを得ない理由」と、こういうのが「緊急に実施する」といふ項目の中に入つておる。そうすると、逆に、さっき申しました「著しくこえることとなる額」といふことで、「必要やむを得ない理由」といふのは、別に第四番目に入つておる。どうしても必要やむを得ない理由といふのは、三番目の要件に合致したものであつて必要やむを得ない、こういうふうにか考へなければいけないものなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) そうではございませんで、これは一つの例示でございます。「緊急に実施すること」が必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費、これが一つの例示でございます。「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合」と、広く規定をいたしたものでございませぬ。

○松澤兼人君 そうしますと、「必要やむを得ない理由」といふのは、三の中に入るのはなくして、言つてみれば四という、一般的によく、その他という項目を一番最後のところに書きまされども、それと同じように、「その他必要やむを得ない」といふのは、四番目みたいなふうにか考へてもかまわないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、書き方の問題であらうかと思つて、「必要やむを得ない理由」により生じた経費」といふものの一つの例として、「緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費」といふものを示しておるわけでございます。もとより二つに分けて規定することも可能でございます。

○松澤兼人君 どうもわからないな。取りぐすしのときには、はつきり「緊急」といふところの下に「その他必要やむを得ない」といふことは書いてある。ほんとうならば、これは一、二、三、四、五と書いてあつた、そのあとに六を書いて、「その他必要やむを得ない理由」と、こういうふうにか書くべきふうにも考へられるので、三の中にも突つ込んでおられるので、三の中にも突つ込んでおられるのを見ても、前の財源という場合の「その他必要やむを得ない理由」といふものは三の中に突つ込んでおられる、四がないというふうにか考へるのです。やっぱりそうなんです。四はなくて三の中に入つておる、財源の場合です。

○政府委員(奥野誠亮君) ちょっとわかりかねるのですが、四条の三の一項は、これは別に号を立てておられません。四条の四に号を立てて例示しておりましたか、方と全く同じでございます。著しくこえても、こういうふうな経費がある場合にはそれに充てなさいと、こう書いておるわけでございます。四条の四では、積立金を取りぐすす場合には、こういう場合なら差しつかへはないのだと、こう書いておるわけでございます。御指摘になりました四条の四の三の書き方と四条の三の一項の中に書いてあります言葉、これは、全く同一にいたしておるわけでございます。

○松澤兼人君 私が言うのは、地方団体の長が、必要やを得ない、この四条の四の三号に規定しているようなそういう意味の「必要やを得ない」ということではなくて、言ってみるならば、五号のあとに六号を書いて、その他必要やを得ない理由の経費に充てる財源というふうに書いた方が、地方団体の側からいへば、ある程度まで自由裁量ができるから、六のところに持つてきて、その団体なりあるいは長なりが、必要やを得ないと、この認定した場合には、積立金の取りくずしができるようにした方が、地方団体の側から見れば、ある程度融通性があつていい。しかし、自治庁の側からいへば、そういう自由裁量等を六号にわざわざ設けるほどの、何といひますか、幅の広い態度はとつておられない、それだから三の中に突っ込んであるのだと、こういうふうな解釈できるのですけれども、やっぱりそうなんです。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘のように、たとえ四条の四の三号を分けて書きました場合には、一その幅の広い規定にならうかと思ひます。しかしながら、一緒に書いておりましたも、「緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費」、これを一つの例にあげまして、その次に、「その他必要やを得ない理由により生じた経費」と、こう書いてあるわけでございます。この経費は、建設事業の経費に限定してないわけでありませう。そのほかの、建設事業に属さない補助金その他のものであつても差しつかえないわけでございます。そういうように、かなり広い、しり抜けみたいな格好になつておるのでありまして、法文の書き方としては、一つの例示を置いて、その他云々、こう書くのが例でございます。また、全くの底抜けにしてしまふという気持では困るんではなからうかと、こう思ひます。しかしながら、こういうふうな規定でございますので、自主性をそこのじやないかと、私たちとしては、ないのじやないかと、こう思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 さつきに続いておりますが、地方自治法第二百八条による積立金のよる場合には、普通地方自治団体では、条例なんかを作つてやつておるところがあると思ふんですが、今度の地方財政法第四條の三によつて積み立てさせる場合にも、それはやはり条例なんかの制定というふうなものを指導なさいますか。その点はどうです。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方団体の任意措置にゆだねておきたいと思ひます。

○鈴木壽君 別に、そちらの方で、こういうものは条例なりその他の規定によりというふうなことにしてはどうかのこのうのことはおつしやらないといふことなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在そういうことは全然考へておりません。

○鈴木壽君 それから、四條の三と七條の關係なんです、当然、四條の三によつて積み立てられたりなんかしますところの剰余金というものが減つてくるということが考えられます。

ね。そうした場合に、一体地方自治団体がどちらを重点にしておることをあなた方の立場としてはお勧めになるのか。これは、剰余金の出た場合には、主として地方債の償還財源に使わなければならぬことがきめられておるわけですから、現在の地方自治団体の状況からいへば、相当地方債の問題で苦しんでおる団体もすいぶんあるわけなんです。こういう点からして、四條の三の規定と重複するところが出てくるわけですね、繰り上げ償還なんかのことが四條の三にも出ておりますから、ですから、それは、どういふところに重きを置いて御指導なさるのか。その点をちよつと……。

○政府委員(奥野誠亮君) やはり余裕のある財源が著しく多くなるというふうな場合には、私たちは、四條の三の規定によつて運用してもらいたい、こう考へておるわけでございます。そういうふうなこともありません場合に、一々積み立てというふうな措置をとらせずに、通常の剰余金として処分していけばよろしいんじゃないか、かように考へるわけでありませう。

○鈴木壽君 そうしますと、四條の三における「著しくこえる」場合と、これが問題になると思ふわけでありませう。相当の点は問題になると思ふんですが、この点は、一体どこに線を引くかといふことはいろいろ問題があるにしても、先ほどあなた方が、一〇%前後のところを線を引きたいといふことを言つておりましたが、そういうふうなことがあるにしても、「著しく」、こういうふうな場合は、積み立て等をさせないで、第七條のいわゆる剰余金による、こういう措置に期待を

する、こういうふうな考へておるといふふうにおつしやつたが、そのように了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○鈴木壽君 現在まで、すでに三十三年度あたりから、自治庁では、相当の団体に対して積み立てを實際上指導してきておられますが、これによつて現在のどのくらいの団体が積み立てをし、その額はどのくらいになつておるか。お調べになつたのがありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 二百八十二億九千万円ということになつております。

○鈴木壽君 団体の数ではどういふふうになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 数は持ち合わせておりません。

○鈴木壽君 そういう現在までにあなた方の指導によつて積み立てを行なつておる団体、これは相当の数だと思ひます。また額も、今お話のように、三十三年度末で約二百八十三億、大体その程度あるといふことなんです、今度四條の三の改正によつて、これは相当ふえてくることをあなた方はもちろん期待しておるわけでありませう。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは、ただ、地方財政の状況いかんにかかわらず、積立金がふえるんだといふことは、毛頭期待はいたしておりません。ただ、三十五年度は、私たちは、地方財政は、団体によりましてかなり潤つてくるだろうと思つております。従いまして、三十五年度に關します限り、むしろ積立金が相当ふえてくるので

あつて、これを期待いたしておるのであります。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。

ただいま議題となつております三法律案についての質疑は、終了したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし(と呼ぶ者あり)〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(新谷實三郎君) この際、委員の異動について追加御報告いたします。

本日付をもつて委員小林武治君が辞任され、その補欠として近藤鶴代君が委員に選任されました。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をおいて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。

これより各法律案について討論採決を行ないます。

まず、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○鍋島直昭君 私は、本法案に賛成の意を表するものでございますが、ここに各派共同提案にかかります附帯決議案を便宜私より朗読いたしたいと思ひます。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議案

地方財政の状況にかんがみ、本法の施行にあつて政府はとくに左の諸点に遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体における年度間の財源調整は、本来、当該団体の実情に依りた自主的な財政運営の一端として行われるべきものであることにかんがみ、いしくも財政運営の自主性を阻害し、行政水準向上の意欲をはばむことのないよう措置すること。

一、税外負担の解消については、その実効を確保するより努力するとともに、さらに法律上、財政上の諸措置を検討し、これが完全解消のために万全の方途を講ずること。

右決議する。

以上をもつて私の賛成討論を終了いたします。

○委員長(新谷寅三郎君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま討論中に述べられました各派共同附帯決議案を議題といた

します。本附帯決議案を委員会の決議とするに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致と認めます。よつて各派共同附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石原國務大臣から発言を求められております。

○國務大臣(石原幹市郎君) 第一の年度間の財源調整に関する規定は、

もともと地方団体が、みずからの責任と判断とに基づいて、長期にわたる当該団体の財政の安定化と健全化をはかつていこうとする趣旨のものでありますので、その運営にあたりましては、御決議の趣旨を体し、遺憾なきを期して参りたいと思ひます。

また、税外負担につきましては、多年その改善が要望されてきたところであります。幸い、今回その解決への第一歩が踏み出されたのでありまして、これまた御決議の趣旨を体し、今後もあらゆる角度からその解消に努力いたして参りたいと思つております。

○委員長(新谷寅三郎君) 次に、臨時地方特別交付金に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を便宜一括して討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木壽君 私は、日本社会党を代表いたしましたとして、この二つの法案に反対の意思を表明するものであります。

まず最初に、臨時地方特別交付金に関する法律案でございますが、この法

案は、言うまでもなく、昨行なわれ

ました国税の減税による住民税へのはね返りその減収を補てんしようという立場から出てきたわけでありまして、御承知のように、三十五年度におきます住民税の減収は、百二十二億を見込まれておるわけでございますが、それに対して、今回の政府の措置は、わずかに三十億にとどまっておる。国税三税の〇・三割というまことに少ない額でこの減収補てんをしようといはれておるわけでございます。額の点からいいますと、また、従来の政府、特に自治庁の主張からいまして、また、地方団体の実情あるいはそれに基づくとこの要望等からいいたしても、まことに不合理であり、私どもは遺憾にたえないのでございます。国の施策によつていやおうな押しつけられたこの地方税の減収でありますから、当然この補てんにつきましても、国が責任をもつて措置されなければならぬというふうに考えます。さらに、現在の地方団体の財政の状況からいまして、この減収は、非常な大きな財政事情の圧迫となつて出てきておるわけでございます。こういう点からいまして、私どもは、今回のこの政府の措置、従つてこの法案に反対をいたすものでござい

ます。なお、政府は、地方税の増収がある、こういうようなことを言つたり、あるいは、全体として一般財源が増加するのではないかと、こういうことを言つて、完全な補てん措置は不必要だといふことをいふ言は言つておるわけでございます。しかし、かりに、税収のいわゆる自然増あるは一

般財源の増といふようなものは、地方自治団体全体としての総計という点においては、あるいは相当な大きな額には上つておりますけれども、個々の団体等におきましては、必ずしもその団体の実情とは一致しないのでございす。特に税の増収等の問題につきましては、これは、私今さら申し上げるまでもなく、現在見込まれておるまじりく、これは工業地帯、いわゆる富強団体といふよりな所に非常に片寄つた税の増収が見込まれるのでございまして、後進地域なりあるいは貧弱団体といわれりやうな所は、これはきわめて少ないことは、自治庁が出した資料からも指摘できるのでございす。たとえば、府県税増収の中の大きなものは、法人事業税に関するもの、あるいは住民税のうちの法人税割についてのもの、遊興飲食税あるいは自動車税等でありまして、これらはいずれも、先に私が申し述べたやうな地域に集中する財源でございます。市町村税等におきましても、やはり法人税割あるいは電気ガス税、こういうものが主となり、固定資産税においても相当な増収を期待しておるやうでございす。これも、しかし、いわゆるいなかの後進地域の団体等においては、大きな期待の持てる税収の自然増とはなつてこないこと、これは明らかでございます。特に今回の住民税の引き下げが、貧弱団体において用いられておるところの第二方式、第三方式の税率の引き下げ等によるものであるといふことを考えまするならば、やはりどうしても、こういう団体に対する減収の補てんといふものは真剣に考へて、十分な手当をする

ことが、私は国の当然の措置としてとられなければならないといふふうに考へるものでございす。一方、その地方自治団体は、三十五年度におきまして、給与関係費なり、あるいは国の施策によるいわゆる公共事業費の増大、その他いわば義務的な支出が非常に大きくなつておるのでございす。さらにまた一方、赤字をかかえておる団体も相当な数に依然として上つておる。こういうふうには、幾多の不健全な要素をかかえておるときでもありますから、一般的な地方自治団体の財政健全化のためにも、今回の減収補てんの措置といふものは、まことに不十分なものだと言わなければならないのであります。

さらに、この特別交付金の配分の問題においても、私どもはやはり納得できないものがあるわけでございます。今申しましたやうな観点から、やはりこの減収補てんの金は、その地方自治団体の減収に見合ふやうな補てんの仕方をしなければならぬといふことは、これは、私から今さら申し上げるまでもないと思ひますが、今回は、おそれなくこれは額がきわめて少ない三十億といふことになつたための苦しまぎれの措置であらうと思ひますけれども、これを交付税の中に入らぬで、そうして他の一般財源との見合ひにおいて配分をするといふやうな、一つのすつきりしない措置をとつておるわけでございます。もちろん私どもは、一般財源の見合ひによつてやるということも全然否定するわけではございませんけれども、そういうやり方は第二次的なことでありまして、ともかく今回の減収の補てんにつきましては、その減収

の補てん額をできるだけ完全な姿で補てんしてやるというより、な考え方に立つての措置でなければならぬと思ひますが、今回の配分等におきましても、そういうことが、先ほど申しましたように、もちろん額が少くないという点からでもありましようけれども、とられておらないことは、私どもは賛成のべきないところでございます。

以上の点から、この臨時地方特別交付金に関する法律案には反対でございます。

次に、交付税の一部を改正する法律案でございますが、今私が前の法律案について触れましたように、地方財政の現況というものは、なお非常に不健全な要素を含んでおる。従つて、行政水準の引き上げをよく言われまされども、その行政水準の引き上げは、住民の福祉を、さらに民生の安定をというふうなことになる。なかなか手が回らないというのが現在の状況でございます。こういう点につきましては、今さら私が申し上げるまでもなく、すでに自治庁においてもしばしばこういう見解を發表いたしておりますから、これは否定し得ないところであらうと思ひます。ただ、三十五年度の地方財政計画を見ますと、約二千億もの規模の膨張が見られます。ですから、こういう点だけを考へてみますと、一見、地方財政は相当な改善をされる、あるいは好転を見るところのように思われるのでございますが、しかし、これは形の上での、地方財政計画の上でのそういうことであつて、実情は必ずしもそうではないというところは、これは否定し得ない事実であらうと思ひます。た

とせば、景気変動によつて、景気の上昇によつて、その影響を受ける団体は、それは著しく好転というふうなことも言ひ得られると思ひますけれども、一方、その景気変動によるいわゆる影響を受けることのできないところの、いわゆる日の当たらざる所にあるところの地方自治団体というものは、激からいくとこれは圧倒的に多い。そういうものを考へてみます場合には、なかなかこの数字的なふくらみによつて地方自治団体がみんなよくなるんだというところは、これは期待できないのでございます。多くの団体が、今なお地方税の超過課税を余儀なくされておる。こういう事実、あるいはいささかの法定外普通税を廃止すべきであるといひながら、それすら廃止に踏み切れないでおるようなところの団体、なお、すでにしばしば問題になっておりますように、多額の税外負担を住民に背負わせておる。こういう現況からいたしまして、私は、現在の地方自治団体の財政状況というものは、言葉で、あるいは一見したところ、数字だけでは、好転をし、あるいは健全化に一步踏み出したというところにはやはり遠い現実であらうと思ひます。こういうことを考へます場合に、私どもは、もちろんほんとうの意味での地方団体の財政の健全化あるいは軌道に乗るといふようなことを期待いたします場合には、いろいろ困、地方を通ずるところの税体系の問題、あるいはその他の地方自治団体に對する財源の配分の問題等を根本的に考へ直さなければならぬことは、これはもちろんでございますが、しかし、とりあえず、そういうことができ

るまでの間は、私どもは、当面の地方交付税のこの繰入率の引き上げによつてまかなうことしか方法がないではないか。この繰入率を引き上げることによつて基準財政需要額の引き上げを行ない、標準的な行政水準を確保できると、そういう財源を与えることこそが当面必要な問題になつておると思ひますので、私は従来、そういう観点から、交付税率の引き上げ、現行二八・五％を三〇％に引き上げることを中心として、要望をいたしてきておるのでございます。そういう建前からいつても、今回は税率の引き上げはそのまま据え置く、こういうことになつております。今度の改正案については反対をいたすものでございます。

なお、これは、今申し上げましたことは、私どもの根本的な反対の態度でございますけれども、特に三十五年度におきましては、かりにそういう私どもの強い主張を一步譲るとしても、先ほど申しましたように、地方住民税の減収補てんというふうなことを考へましても、この際、そういうことを含めた意味での交付税率の引き上げということも一つの方法ではないか、こういうことを考へ、それをまた一方において期待もいたしてきたわけでございますが、そういうことにつきましても、先ほどの法案につきましても触れられたように、わずかな金でお茶を濁されるというところになつておりますので、こういう点からいつても、今回の改正案は、根本において賛成をいたすわけに参らないと思ひます。

以上、地方交付税法の根本的な反対の理由でございますが、なお、内容に對していろいろ検討いたしますと、二、三

三やほり問題のあることは、指摘をしておかなければならぬと思ひます。税外負担の解消の問題でございますが、これは、先ほど私ども、附帯決議におきましても、そのことは強く要望しておるわけでございますが、今回の措置は、地方交付税の中において、総計八十七億の解消ができるようないわば財政的な措置をいたしておるわけでございますので、従来からいふところの点は一步前進したと言ひべきでありましよう。しかし、税外負担の問題は、これをもつてしては何分の一か、五分の一か、せいぜい四分の一かの解消の額にしかならぬのでございまして、こういふ点についても、もっとも強く解消できるような措置を講じていくべきであるというふうな考へられます。また、今回の改正によりまして、従来私ども問題として指摘しておきました、いわゆる公債費の償還財源が、利子補給というふうな形において、また交付税の中に見られていくというふうな形が出てきておるのでございまして、公債費対策を交付税によつてやつていくというふうなことにつきましては、この交付税の本来のあり方からいつて、問題があるのではないかと、いろいろに考へられるのでございまして、これは前に、公債費対策として八十六億を交付税でやつたことがあつた。で、その次の年には交付税の中にぶち込んでおつたのであります。政府の従来の主張からいつても、別途にそういうものは必ずやるのだといつたことをしばしば当時の田中長官も言つておるのであります。そういうことが、いつの間にかやう大きな額が交付税の中に入つてきて、その中でいわゆる

公債費対策というのが見られていくというところは、私はこの際、先ほど申しましたように、交付税本来のあり方からいふ、おそらく交付税の本来というものは、普通のいわゆる地方の行政水準あるいはいろいろな仕事の維持のための財源の不足分を確保していくということに私はなればならぬと思ひます。そういう点からいつて、これはやはり再検討すべき問題であらうと思ひます。

念のために申し上げておきますが、昭和三十三年度あるいは三十四年度におきまして、交付税で見えておるいわゆる公債費対策の額は百十億をこしております。こういう大きな額が交付税の中でいわゆる公債費対策として配分されるというところは、もちろん、地方自治体の現状からいふと、何とかの措置で見られなければならぬといふ、そういう窮状はわかるのでございまして、けれども、しかし、それは別途政府が措置すべき問題であつて、こういうことは、私は、今後こういう機会に再検討をすべきであらうというふうな思ひわけでございます。

いま一つの問題として、私はやはり反対の強い意見という意味ではありません、問題として指摘しておきたいことは、今回の交付税の算定にあたりまして、基準財政収入額の中に、従来見なかつた軽油引取税、それから道路譲与税が算入せられることになつてきたのでございまして、これは、一面筋の通つたやうなやり方だとも考へられま

す。確かに地方のこれらの税によつてのアンバランスというふうなことも考へられますから、そういうものは、是正というところで考へていく場合には、

三やほり問題のあることは、指摘をしておかなければならぬと思ひます。税外負担の解消の問題でございますが、これは、先ほど私ども、附帯決議におきましても、そのことは強く要望しておるわけでございますが、今回の措置は、地方交付税の中において、総計八十七億の解消ができるようないわば財政的な措置をいたしておるわけでございますので、従来からいふところの点は一步前進したと言ひべきでありましよう。しかし、税外負担の問題は、これをもつてしては何分の一か、五分の一か、せいぜい四分の一かの解消の額にしかならぬのでございまして、こういふ点についても、もっとも強く解消できるような措置を講じていくべきであるというふうな考へられます。また、今回の改正によりまして、従来私ども問題として指摘しておきました、いわゆる公債費の償還財源が、利子補給というふうな形において、また交付税の中に見られていくというふうな形が出てきておるのでございまして、公債費対策を交付税によつてやつていくというふうなことにつきましては、この交付税の本来のあり方からいつて、問題があるのではないかと、いろいろに考へられるのでございまして、これは前に、公債費対策として八十六億を交付税でやつたことがあつた。で、その次の年には交付税の中にぶち込んでおつたのであります。政府の従来の主張からいつても、別途にそういうものは必ずやるのだといつたことをしばしば当時の田中長官も言つておるのであります。そういうことが、いつの間にかやう大きな額が交付税の中に入つてきて、その中でいわゆる

公債費対策というのが見られていくというところは、私はこの際、先ほど申しましたように、交付税本来のあり方からいふ、おそらく交付税の本来というものは、普通のいわゆる地方の行政水準あるいはいろいろな仕事の維持のための財源の不足分を確保していくということに私はなればならぬと思ひます。そういう点からいつて、これはやはり再検討すべき問題であらうと思ひます。

念のために申し上げておきますが、昭和三十三年度あるいは三十四年度におきまして、交付税で見えておるいわゆる公債費対策の額は百十億をこしております。こういう大きな額が交付税の中でいわゆる公債費対策として配分されるというところは、もちろん、地方自治体の現状からいふと、何とかの措置で見られなければならぬといふ、そういう窮状はわかるのでございまして、けれども、しかし、それは別途政府が措置すべき問題であつて、こういうことは、私は、今後こういう機会に再検討をすべきであらうというふうな思ひわけでございます。

いま一つの問題として、私はやはり反対の強い意見という意味ではありません、問題として指摘しておきたいことは、今回の交付税の算定にあたりまして、基準財政収入額の中に、従来見なかつた軽油引取税、それから道路譲与税が算入せられることになつてきたのでございまして、これは、一面筋の通つたやうなやり方だとも考へられま

す。確かに地方のこれらの税によつてのアンバランスというふうなことも考へられますから、そういうものは、是正というところで考へていく場合には、

三やほり問題のあることは、指摘をしておかなければならぬと思ひます。税外負担の解消の問題でございますが、これは、先ほど私ども、附帯決議におきましても、そのことは強く要望しておるわけでございますが、今回の措置は、地方交付税の中において、総計八十七億の解消ができるようないわば財政的な措置をいたしておるわけでございますので、従来からいふところの点は一步前進したと言ひべきでありましよう。しかし、税外負担の問題は、これをもつてしては何分の一か、五分の一か、せいぜい四分の一かの解消の額にしかならぬのでございまして、こういふ点についても、もっとも強く解消できるような措置を講じていくべきであるというふうな考へられます。また、今回の改正によりまして、従来私ども問題として指摘しておきました、いわゆる公債費の償還財源が、利子補給というふうな形において、また交付税の中に見られていくというふうな形が出てきておるのでございまして、公債費対策を交付税によつてやつていくというふうなことにつきましては、この交付税の本来のあり方からいつて、問題があるのではないかと、いろいろに考へられるのでございまして、これは前に、公債費対策として八十六億を交付税でやつたことがあつた。で、その次の年には交付税の中にぶち込んでおつたのであります。政府の従来の主張からいつても、別途にそういうものは必ずやるのだといつたことをしばしば当時の田中長官も言つておるのであります。そういうことが、いつの間にかやう大きな額が交付税の中に入つてきて、その中でいわゆる

公債費対策というのが見られていくというところは、私はこの際、先ほど申しましたように、交付税本来のあり方からいふ、おそらく交付税の本来というものは、普通のいわゆる地方の行政水準あるいはいろいろな仕事の維持のための財源の不足分を確保していくということに私はなればならぬと思ひます。そういう点からいつて、これはやはり再検討すべき問題であらうと思ひます。

確かに一応筋が通ったようにも感じられるのですが、私、この際あらためて注意を喚起したいことは、いわゆる団体間の財源調整という問題を今後一体どう考えていくのか。私は、今回のこの措置によって、今まで特に自治庁が否定しておきながら、大蔵省あたりが強く主張し続けてきたいわゆる団体間の財源調整の問題に一歩足を踏み込んでしまったのではないかと。これは最後のとりであるならともかく、これは大蔵省のペースに巻き込まれる第一歩ではないかというよりなことも実は私心配をいたすわけでございます。

それから、いま一つは、この基準財政収入額の算入によって、これは基本的に考え直さなければならぬことは、たとえば、道路関係の費用は今度算入されるわけですが、現在の道路関係の費用のいわゆる財政需要の算定の仕方が、これでほんとうに必要な財源を確保できるようにしておるかという点であります。それが確保できるといふ前提に立って、初めて今の二つの税の算入も可能になろうと私は思うのであります。これは私は、率直に言って、現在の基準財政需要額のいわゆる道路費だけ考えても、算定においては必ずしも実情に沿っておらないというふうに思っております。この点から申しますと、この問題は残る点ではないかというふうに思っております。

先にも述べましたように、この点は、私今回の法律案に反対の強い意見として申し上げるのではなしに、これは、こういう法案が出た場合に、一つの自治庁の、政府の慎重な今後の検討を望むというような意味で付加させて

もらったことではあります。いずれにしても、今回の地方交付税法等の一部改正案につきましては、冒頭述べましたような理由から私は反対いたすわけでありませぬ。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御意見もなければ、これにつきまして、結局したものとして認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。臨時地方特別交付金に関する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して問題に供します。両案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 多数でございます。よって両案は、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、ただいま可決せられました三法律案の諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

四月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、未開発地域における建設事業の国庫負担割合引上げに関する請願(第一九六六号)

一、宮城県米山町善王寺地区の分町に関する請願(第一九七七号)

第一九六六号 昭和三十五年四月九日受理

未開発地域における建設事業の国庫負担割合引上げに関する請願
請願者 福島県議会議長 伊藤

紹介議員 松平 勇雄君

未開発地域の後進県は財政基盤が弱い弱であり、現行制度のような全国一律の国庫負担率のもとでは、その後進性を取り除き産業基盤の体質改善をはかることは、とうてい不可能であるばかりでなく、現状維持すら困難であることは周知の事実である。このような状態で推移する場合、経済力の伸張はもと論のこと国策として必要な総合開発事業の遂行にも支障をきたし、行政水準の低下にいつそ拍車をかけることは火を見るより明らかであるから、今国会において未開発地域の開発促進事業に対する国庫負担率の特例法(仮称)を制定して、未開発地域団体の財政力に照応した段階的高率補助制度を實現せられたいとの請願。

第一九七七号 昭和三十五年四月十一日受理

宮城県米山町善王寺地区の分町に関する請願
請願者 宮城県登米郡米山町吉

紹介議員 高橋進太郎君

現在の宮城県米山町善王寺地区(永沢、森腰、中新田、朝来)は、明治二十二年町村制実施の際に桜岡、本郷両部落と合体して吉田村となつたのであるが、善王寺地区は他の地区と相違して

別地域の関係上おのずから人心も異なり、この吉田村が米山村と合併して米山町となつた現在においても、善王寺地区は産業経済、教育、衛生等あらゆる点において、利害の一致する点が少なく、むしろ登米町と極めて密接な関係にある実情であり、既に県議会においても分町促進の決議がなされていることであるから、本郷地区二部落を除く善王寺地区四部落を米山町から分町して登米町への合併をすみやかに實現せられたいとの請願。

昭和三十五年五月六日印刷

昭和三十五年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局